株主各 仂

> 東京都千代田区一番町4番6号 株式会社トレードワークス 代表取締役社長 浅 見 勝

# 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださ いますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数な がら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示 いただき、平成30年3月28日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますよう お願い申しあげます。

> 具 敬

記

- 平成30年3月29日(木曜日)午前10時 時
- 1. 日 2. 場 東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階 「バンケットホール8Al (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項

第20期(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)事業報告及び計算書 類報告の件

決議事項

補欠監査役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお 願い申しあげます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネッ ト上の当社ウェブサイト(アドレス http://www.tworks.co.jp/)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

## 事 業 報 告

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

## (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を維持しつつも、中国をはじめとする 新興国経済の減速や英国のEU離脱問題、米国新政権発足による政策変更の影響等、景気の先行 きについては不透明な状況が続いております。

情報サービス産業界におきましては、国内経済の先行きに懸念はあるものの、金融業や製造業を中心にIT投資は堅調に推移してまいりました。また、IoT (Internet of Things) やビッグデータ活用のニーズが更に拡大するとともに、AIやロボティクスなど新たなソリューションへの期待が高まっております。

このような状況の下、当社がこれまで取り組んできた技術研究や、開発案件の中で培った様々な技術分野でのノウハウを活かし、特に最新の技術分野や経験の深い業務分野のシステム開発等において積極的な受注活動を行ってまいりました。更に、人材活用の拡大、短期間での技術者育成等により、労働生産性を向上し、各分野における需要の高まりに対応してまいりました。

本年度スタートした中期経営計画において事業変革をスローガンに掲げ、「IoT分野の事業拡大」、「コア事業の顧客基盤強化と高付加価値化」に取り組んでおり、お客様のビジネスにイノベーションをもたらす価値創造パートナーとして持続的成長を遂げる企業を目指してまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,385,830千円(前事業年度比21.2%増)、営業利益は219,073千円(同40.4%増)、経常利益は196,420千円(同28.2%増)、当期純利益は132,351千円(同28.8%増)となりました。

なお、当社は証券システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セ グメント別の記載は省略しておりますが、各事業区分別の状況は以下のとおりであります。

### (証券システム事業)

証券システム事業におきましては、顧客ニーズの多様化に対応するために、SaaS (Software as a Service) に代表される「クラウドサービス提供型」の受注活動を積極的に行った結果、売上高は1,225,718千円(前事業年度比20.4%増)となりました。

## (FXシステム事業)

FXシステム事業におきましては、新パッケージ製品であります「TRADING STUDIO (HTML5版)」の拡販及びOEMパートナー向けパッケージ製品の新規成約等の結果、売上高は118.600千円(注)となりました。

## (セキュリティ診断事業)

セキュリティ診断事業におきましては、より精度の高い脆弱性診断であります「手動診断サービス」の受注活動を積極的に行った結果、売上高は41,512千円(前事業年度比8.5%増)となりました。

## 事業区分別売上高

事業区分	第 19 期 (平成28年12 (前事業年	2月期)	第 20 期 (平成29年12 (当事業年	2月期)	前事業年度と	比増減
	金額(千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	増減率 (%)
証券システム事業	1,017,644	89.0	1,225,718	88.4	208,073	20.4
FXシステム事業	87,350	7.6	118,600	8.6	31,250	_
セキュリティ診断事業	38,268	3.4	41,512	3.0	3,243	8.5
合 計	1,143,263	100.0	1,385,830	100.0	242,566	21.2

(注) 前事業年度のFXシステム事業については、子会社であったワークステクノロジー株式会社より事業を継承した平成28年4月1日から12月31日までの9か月間の業績を記載しております。このため、FXシステム事業の前事業年度比増減率は記載を省略しております。

- ② 設備投資の状況 当事業年度中に重要な設備投資は行っておりません。
- ③ 資金調達の状況

平成29年2月3日開催の取締役会決議による第三者割当増資により900株の新株式を発行し、34,200千円の資金調達を行いました。

また、平成29年11月29日の東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)への株式上場に伴い、公募増資により200,000株、及び第三者割当増資(オーバーアロットメント)により31.500株の新株式を発行し、468.556千円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	第 17 期 (平成26年12月期)	第 18 期 (平成27年12月期)	第 19 期 (平成28年12月期)	第 20 期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売	上	高(千円)	734,246	806,011	1,143,263	1,385,830
経	常利	益(千円)	69,148	110,428	153,207	196,420
当	期純利	益(千円)	42,430	17,662	102,774	132,351
1 株	当たり当期純	利益 (円)	58.12	24.20	140.79	160.21
総	資	産(千円)	527,734	655,787	689,667	1,365,249
純	資	産(千円)	255,707	273,151	375,611	1,011,019
1 枚	朱当たり純資	資産 (円)	350.28	374.18	514.54	961.50

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式 総数により算出しております。
  - 2. 平成28年10月13日付で株式1株につき5株の割合をもって株式分割を行い、平成29年8月3日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っております。第17期(平成26年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社の属する情報サービス産業界においては、インターネットを取り巻く事業環境は絶えず変化をしており、予期せぬ要因により業績に影響を及ぼす可能性があります。このような環境において、当社は、以下の課題に取組み、企業体質及び競争力の強化を図り、収益の向上を目指してまいります。

### ① 受注拡大への取組み

当社は既存ビジネスで培ってきた「強み」を活用した事業領域の拡大に努めるとともに、積極的な技術投資を実行し、新たなシステム・ソリューションサービスを提供することで、受注拡大を図ってまいります。また、当社の技術と業務での強みを生かした提案活動を実施していくことで、新たな案件の獲得、新規顧客の開拓を進め、取引の拡大に注力してまいります。

### ② 収益性向上への取組み

当社の属する業界においては、予期せぬ不採算案件の発生に加え、製品及びサービスの品質・価格の両面に対する顧客からの強い要請や同業他社との価格競争の激化による収益性の低下が懸念されます。このような状況下において、技術者の育成と環境整備はもとより、品質向上、生産性の向上に対し、全社横断組織の取組みや提供するサービスに即した取組みを実施していくことが重要であります。

当社は、既存のビジネスモデル改革を進めることで、生産性の向上に注力してまいります。

## ③ 人材の確保・育成への取組み

当社の属する情報サービス産業界においては、複雑・高度化する技術への対応、また競合優位性の確保等の難題を抱えており、当社におきましても、人材採用、育成ならびに政府の掲げる働き方改革は重要な課題と認識しております。従って当社は、知名度向上策の実施、採用活動(新卒採用・中途採用)、教育及び研修の強化、当社内の人事交流を通じて、人材の確保、育成に努めてまいります。

これらの3つの課題に対する取組みを実施し、より信頼されるトレードワークスとなるべく全社一丸となって進めてまいります。

## (5) **主要な事業内容**(平成29年12月31日現在)

事 業 区 分	事業內容
証券システム事業	証券会社や金融情報システムサービス会社向けのシステムの開発・保 守・運用を行っております。
F X シ ス テ ム 事 業	主にFX会社向けのシステムの開発・保守・運用を行っております。
セキュリティ診断事業	ソフトウエアやネットワークの脆弱性による個人情報等の重要情報の 漏洩や第三者からのシステムへの不正侵入・不正操作の危険性を診断す るサービスを提供しております。

## (6) **主要な事業所**(平成29年12月31日現在)

本社	東京都千代田区一番町
神保町オフィス	東京都千代田区神田神保町

# (**7**) **使用人の状況**(平成29年12月31日現在)

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
	714	3(6名	)	6名増 (-)			38.8	歳				Ī	5.9£	F

(注)使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) **主要な借入先の状況**(平成29年12月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式	会社りそ	な銀行			20,000千円

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成29年11月29日付で東京証券取引所JASDAQ市場(スタンダード)に上場いたしました。

## **2. 株式の状況**(平成29年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 3,280,000株

(2) 発行済株式の総数 1,051,500株

(3) 株主数 1,146名

(4) 大株主 (上位10名)

杉	<b>*</b>		主	=		3	名	持	株	数	持	株	比	率
浅		見		J	勝		弘		358,00	00株			34.0	05%
カ	ブド	ット		」 証 :	券 株	式 会	社		100,20	00			9.	53
市		Ш		1	俊		雄		60,00	00			5.	71
ス	~ −	ス・	ソ	ルバ	、 株	式 会	社		55,00	00			5.2	23
Ξ	木	証	券	株	式	会	社		50,00	00			4.	76
株	式	会	社	S B	1	証	券		44,70	00			4.2	25
	産	証	券	株	式	会	社		30,00	00			2.8	85
	本	証 券	金	融	株式	t 会	社		22,90	00			2.	18
関		矢		1	智		彦		12,50	00			1.	19
<b>□</b> □ □ □	トラステ	ーィ・サー	-ビス信	託銀行	株式会社	生(信託[	])		11,50	00			1.0	09

- (注) 1. 自己株式は所有しておりません。
  - 2. 平成29年2月3日開催の取締役会決議による第三者割当増資により、発行済株式の総数は900株増加しております。
  - 3. 平成29年7月13日開催の取締役会決議により、平成29年8月3日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、発行可能株式総数が3,240,000株、発行済株式の総数が811,800株増加しております。また、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
  - 4. 平成29年11月28日を払込期日とする公募増資により、発行済株式の総数は200,000株増加しております。
  - 5. 平成29年12月22日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資により、発行済株式の総数は31,500株増加しております。

## 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

						第	1		新	株	予	約	権
発	行		平成28年12月15日										
新	株 予 約 権 の					996個							
新株	新株予約権の目的となる 株式の種類と数						普通株式 99,600株 (新株予約権1個につき100株)						
新	株 予 約	額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない							۱, ۱			
新出	株 予 約 資 さ オ	権 の 行 h る 財	使 に 産	: 際 し の 価	て 額	新株予約権 1 個当たり 38,000円 (1 株当たり 380円)							
権	利	行	使	期	間			平成3 平成3	50年12 57年12	月28E 月27E	∃から ∃まで		
行	使	0	件				(注	) 3					
役保	員 有 状 況	取(社外目		どを除	· ()		新株 目的 保有	予約権 となる 者数	の数 株式数		43,00	30個 00株 4名	

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。
  - 2. 平成29年8月3日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
  - 3. 行使の条件は以下のとおりです。
    - ①新株予約権は、発行時に割り当てを受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
    - ②新株予約権発行時において当社の取締役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
    - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
    - ④当社普通株式が国内の金融商品取引所に上場するまでは行使できない。
    - ⑤その他の権利行使条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(平成29年12月31日現在)

会社(	こおけ	る地	位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
代表	取 締	役 社	長	浅	見	勝	弘	
取	締		役	徳	島	直	哉	営業部長
取	締		役	安	藤	千	年	管理部長
取	締		役	吉	﨑		力	システム事業部長
取	締		役	梅	原	久	和	梅原久和税理士事務所代表
常勤	監	査	役	森	Ш	武	彦	
監	査		役	中	Ш	秀	夫	中川会計事務所代表
監	査		役	高	橋	雅	之	高橋雅之税理士事務所代表

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
  - ① 平成29年3月28日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、取締役の室安重治氏は辞任により 退任いたしました。
  - ② 平成29年8月18日開催の臨時株主総会において、梅原久和氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
  - 2. 取締役の梅原久和氏は、社外取締役であります。
  - 3. 常勤監査役の森山武彦氏、監査役の中川秀夫氏及び高橋雅之氏は、社外監査役であります。
  - 4. 常勤監査役の森山武彦氏、監査役の中川秀夫氏及び高橋雅之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・常勤監査役の森山武彦氏は、長年にわたり金融機関及び事業会社に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
    - ・監査役の中川秀夫氏及び高橋雅之氏は、税理士の資格を有しております。
  - 5. 当社は、社外取締役の梅原久和氏、社外監査役の森山武彦氏、中川秀夫氏及び高橋雅之氏を東京証券 取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区					分	員	数	報	酬	等	の	額
取 (う	5	締 社 外	取	締	役 役)		6名 (1)			6	8,39 (40	2千円 0)
監(う	5	查 社 外	監	查	役 役)		3 (3)			(	7,47 7,47	0 0)
合(う	5	社	外	泛	計 員)		9 (4)			7	5,86 7,87	2 0)

- (注) 1. 上記には、平成29年3月28日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
  - 2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
  - 3. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月23日開催の第9期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
  - 4. 監査役の報酬限度額は、平成29年3月28日開催の第19期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
  - ② 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役梅原久和氏は、梅原久和税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別 の関係はありません。
  - ・監査役中川秀夫氏は、中川会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係 はありません。
  - ・監査役高橋雅之氏は、高橋雅之税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別 の関係はありません。

# ② 当事業年度における主な活動状況

					出席 状況 及び発言 状況						
取締役	梅	原	久	和	平成29年8月18日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。						
監査役	森	Ш	武	彦	事業年度に開催された取締役会20回、監査役協議会4回及び監査役会 1回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役協議会及び 査役会において、金融機関及び事業会社での業務経験及び監査役の経 に基づき、適宜発言を行っております。						
監査役	ф	ЛП	秀	夫	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役協議会4回及び監査役会11回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役協議会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。						
監査役	盲	橋	雅	之	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役協議会4回及び監査役会 11回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役協議会及び 監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見 地から適宜発言を行っております。						

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称

### 監査法人シドー

### (2) 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			1.	2,500 <del>T</del>	一円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			14	4,000 <del>T</del>	-円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人監査法人シドーに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

## (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人シドーは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 当社は、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い企業倫理に基づいた職務の執行をす るため、採るべき行動の規範を示した「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス 委員会においてコンプライアンスの状況を適宜チェックするとともに、代表取締役社長を中心 として繰り返し伝え、その遵守の重要性を周知徹底する。並びに、法令・定款等に違反する行 為等に関する通報に対して適切な処理を行うための体制として、「内部通報規程」に基づき、 内部通報制度を設ける。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては 毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除し、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し 組織的に対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「社内文書管理規程」に従って行い、取 締役は必要に応じて閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、「リスク管理規程」等の規程類を整備し、社内研修等を通じて必要な対策を講じ、迅速な対応が可能な体制の整備に努める。特に法令遵守、情報セキュリティ、地震・風水災害対応などについてはそれぞれ規程・マニュアル等を制定し、周知徹底を図る。また、代表取締役社長が直轄する内部監査室は「内部監査規程」に基づき定期的に業務監査を行い、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを目的として、定例取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することとし、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役は職務の執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告又は説明するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。また、取締役会の意思決定に基づく業務の執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」等の規程に従い、業務の効率性を高める。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。当該使用人はその職務に関して、監査役の指揮命令に従うものとし、当社取締役の指揮命令を受けないものとする。また、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損失を及ぼす恐れがある事実を知った時、又は、職務執行に関して不正な行為、法令・定款に違反する重大な事実を発見した時は、速やかに監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。なお、取締役及び使用人からの監査役への報告については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該報告をしたことを理由として通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

② 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査役がその職務の執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかにその請求に応じる。 通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合に

おいては、監査役は担当取締役に事前に通知するものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し、必要な助言または勧告を行う。また、定 期的に代表取締役社長と意見交換を行い、必要に応じて取締役及び使用人と疎通を図るととも に、内部監査担当者、会計監査人と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊 密な連携を図る。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システム全般

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、取締役及びアルバイトを含む全従業員のコンプライアンスに関する知識や意識向上のため、研修会等の教育・普及活動を実施しております。また、コンプライアンス規程、内部通報規程、リスク管理規程、業務分掌規程等を定め、当社の取締役及び全従業員が常時閲覧できる環境を整備し、内部統制システム全般の周知徹底を図っております。

### ② コンプライアンス

当社は、法令遵守と倫理に基づいた企業行動を行うため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を適時開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスの状況を適時チェックするとともに、その遵守の重要性を繰り返し伝え周知徹底しております。コンプライアンス委員会の活動については、取締役会に報告されております。

### ③ 取締役の業務執行

当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。当社は社外取締役を1名選任し、取締役会を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能の強化をしております。

## ④ 監査役の業務執行

当社は、監査役会を定期的に月1回開催するほか、重要な事項が発生した場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況について報告を行い監査役会としての意見を協議・決定しております。当社の監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、経営監督機能を担うとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査の精度を高めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

# 貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,325,569	流動負債	248,274
現 金 及 び 預 金	1,115,675	量 掛 金	63,022
		1年内償還予定の社債	30,000
売 掛 金	134,308	1年内返済予定の長期借入金	15,000
仕 掛 品	65,418	未 払 金	12,567
前払費用	5,311	未払費用	10,885
		未払法人税等	71,958
繰 延 税 金 資 産	5,173	未払消費税等	17,439
その他	421	前   受   金	20,358
   貸 倒 引 当 金	△739	預り金	7,042
	△/39	固定負債	105,956
固定資産	39,680	社 債	55,000
有形固定資産	5,640	長期借入金	5,000
7=> 14/70		退職給付引当金	45,956
建物	4,793	負 債 合 計	354,230
工具、器具及び備品	847	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	2,392	株 主 資 本	1,011,019
電話加入権	153	資 本 金	293,878
	155	資本剰余金	283,878
ソフトウエア	2,239	資 本 準 備 金	283,878
投資その他の資産	31,646	利 益 剰 余 金	433,263
		その他利益剰余金	433,263
操 延 税 金 資 産	16,939	繰 越 利 益 剰 余 金	433,263
敷金及び保証金	14,707	純 資 産 合 計	1,011,019
資 産 合 計	1,365,249	負 債 純 資 産 合 計	1,365,249

# 損益計算書

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

(単位:千円)

	科				B		金	額
売		上		高				1,385,830
売	上		原	価				874,805
売	上	総	利	益				511,024
販	売 費 及	Ω, —	般 管	理 費				291,951
営	業		利	益				219,073
営	業	外	収	益				
	受	取		利		息	109	
	そ		$\mathcal{O}$			他	161	270
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	1,065	
	社	債		利		息	564	
	投 資	有 価	証	券売	却	損	633	
	株	式	交	付	•	費	6,109	
	上 場	闄	Ì	連	費	用	14,551	22,923
経	常		利	益				196,420
税	引 育	前 当	期	純	利	益		196,420
法	人税、	住 民	税	及び	事 業	税	68,581	
法	人	税	等	調	整	額	△4,513	64,068
当	期		純	利		益		132,351

# 株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から) 平成29年12月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本						評価・換	算差額等		
		資本乗	引余 金	利益乗	割余金				此物立	
	資本金	資 本	資本剰余金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差 額 等 合 計	純 資 産	
		資 本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		評価差額金	合 計		
当期首残高	42,500	32,500	32,500	300,911	300,911	375,911	△299	△299	375,611	
当 期 変 動 額										
新株の発行	251,378	251,378	251,378			502,756			502,756	
当期純利益				132,351	132,351	132,351			132,351	
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)							299	299	299	
当期変動額合計	251,378	251,378	251,378	132,351	132,351	635,107	299	299	635,407	
当期末残高	293,878	283,878	283,878	433,263	433,263	1,011,019	_	_	1,011,019	

### 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下

げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した

建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年~18年

工具、器具及び備品 5年~10年

② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、

社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に

より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、

回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計

算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法

を用いた簡便法を採用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を 当事業年度から適用しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

17,503千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数普通株式1,051,500株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数 該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 該当事項はありません。

### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等で行っており、必要な運転資金については銀行借入や社債発行により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所の建物に関する賃貸借契約に基づくものであり、賃貸人の信用リスクに 晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

長期借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は長期借入金が 最長で決算日後2年、社債が最長で決算日後4年であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
  - ・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社は、営業債権、敷金及び保証金について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財 務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
  - ・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流 動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:千円)

		貸借対照表計上額(*)	時価 (*)	差額
1	現金及び預金	1,115,675	1,115,675	_
2	売掛金	134,308	134,308	_
3	敷金及び保証金	13,436	13,344	△91
4	買掛金	(63,022)	(63,022)	_
(5)	社債(1年内償還予定の社債を含む)	(85,000)	(84,751)	△248
6	長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(20,000)	(20,052)	52

- (\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項
  - ① 現金及び預金 並びに② 売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - ③ 敷金及び保証金 敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。
  - ④ 買掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によって おります。
  - ⑤ 社債 並びに⑥ 長期借入金 これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額
敷金及び保証金	1,270

上記については、返還時期の見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 敷金及び保証金」には含めておりません。

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払金168千円未払事業税5,114千円貸倒引当金228千円敷金及び保証金2,867千円退職給付引当金14,071千円繰延税金資産合計22,450千円繰延税金負債△337千円

### 7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	カブドット コム証券株 式 会 社 (注) 1	(被所有) 直接9.5%	当社製品販 売	システム 請負開発 (注) 2	368,565	_	_

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社主要株主の異動により、同社は当社の関連当事者に該当しないこととなりました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、また、議決権等の所有(被所有)割合は当事業年度末日時点のものを記載しております。
- (注) 2. 価格その他の取引条件は、当社の原価等を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

961円50銭

(2) 1株当たりの当期純利益

160円21銭

(注) 平成29年8月3日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期 首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定して おります。

### 9. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

### (1) 株式分割の目的

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるために、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

### (2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成30年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数1,051,500株今回の分割により増加する株式数2,103,000株株式分割後の発行済株式総数3,154,500株株式分割後の発行可能株式総数9,840,000株

③ 分割の日程

基準日公告日平成30年3月15日分割の基準日平成30年3月31日分割の効力発生日平成30年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりです。

イ. 1株当たり純資産額320円50銭ロ. 1株当たり当期純利益53円40銭

## (3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年4月1日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

## ② 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は328万株と	第6条 当会社の発行可能株式総数は984万株と
する。	する。

③ 定款変更の日程

効力発生日 平成30年4月1日

### (4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

### ② 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年4月1日以降、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	380円	127円

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年2月22日

株式会社トレードワークス 取締役会 御中

## 監査法人シドー

指定社員 公認会計士 藤  $\mathbf{H}$ 和 重 業務執行社員

指定社員 豐 五百蔵 公認会計士 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トレードワークスの平成29年1月 1日から平成29年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びそ の附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計 算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運 用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細 書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の 基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示 がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施すること を求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。ま た、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業 会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要 な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、 損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしまし た。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月22日

株式会社トレードワークス 監査役会 常勤監査役 森 山 武 彦 印

監査役中川 秀夫 🗊

監 査 役 高 橋 雅 之 印

(注) 常勤監査役森山武彦、監査役中川秀夫及び高橋雅之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議 案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 "名 (生年月日)	略 ( 重	要なれ	東 職	の	状	歴 況 )	所有する当社の 株式数	Ţ
高 部 眞 義 (昭和22年6月19日)	昭和45年4月 昭和59年9月 平成8年4月 平成14年6月 平成17年6月 平成18年10月 平成24年6月	株式会社シー 同社 取締役 株式会社ニー 株式会社ワイ ホシザキ電機 務部主事	イーシー 就任 ズエージ エムシイ 株式会社	人事部 エンシ 常勤監	— 理事 适查役 s	就任	_	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 高部眞義氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 高部眞義氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、システム会社における取締役及び常勤監査役を歴任した経験があり、長年にわたる財務・経理の経験を有することから、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
  - 4. 高部眞義氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

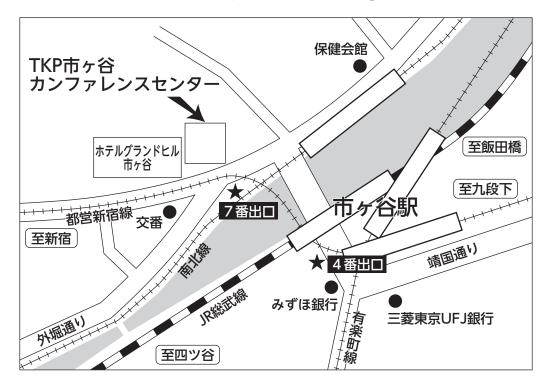
以上

×	ŧ	

.....

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 8階 「バンケットホール8A|



# ■交通機関

- ●東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩1分
- ●都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」 4番出口から徒歩 2分
- ●JR線「市ヶ谷駅」から徒歩2分
- ※ ご来場には公共交通機関をご利用ください。

